

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

1.奨学生証

2.奨学生のしおり

3.誓約書

- 奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 誓約書の作成方法



- 支給中の手続きなど、学校の指示を守る
- 奨学生としての自覚を持って、勉学に励む

知ってほしいこと

2. 採用後の手続きについて

※手続きに関する連絡は、学内掲示板とライブキャンパスで行います。実施方法や日時の連絡に注意してください。

採用時説明（4月～7月頃）

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

適格認定（家計）（毎年10月）

適格認定（学業）（毎年学年末）

※給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

3. 連絡が必要なとき



奨学生のしおり

第一部 1、2、3 第二部 4、5、6

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

☐ 改氏名	☐ 振込口座の変更
☐ 退学	☐ 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
☐ 休学・復学	☐ 転学・編入学
☐ 留学	☐ 転学部 (科)
☐ 停止 (奨学生による申出)	



用語説明

「誓約書」とは



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization



奨学生のしおり
第二部 2

誓約書とは、給付奨学生の採用にあたって、学業に精励することを約束するとともに、これからあなたが受ける給付奨学金の支給の条件等を確認するための書類です。

「誓約書」に不備がないように記入しましょう。

「誓約書」は、必ず提出しましょう。

誓約書の作成方法

誓約書の作成方法

誓約書の作成方法



 給付奨学生のしおり
第二部 2

誓約書										給付奨学金																
独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿																										
私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新し（※）給付奨学金（大学等における修学の支費に相当する授業料相当及びその近辺行政法人日本学生支援機構が第17条の2に規定する学業奨励金をいう。）を下記のとおり受領することになり、機構の規定により決定した事項を遵守し、「給付奨学金のしおり」及び募集パンフレット等に記されている事項に準拠することを誓約します。また、給付奨学金として採用された後、毎年度、募集の要項があり、その要項により、成績評価が行われる場合があります。この場合、成績評価の結果に基づき、給付奨学金（当年分）が返還しなければならない場合があります。このこと（募集「2. 交付金（奨学金の返還に関する事項）」をいう。）を承諾し、同意します。また、募集の要項は募集期間についても行われ、後援者のために、奨学金の返還が促進される場合があります。上記の一定期限経過後も中止されることがあることも承知しています。 ※9. 卒業時に必要となる費用や滞留中に発生する費用に該当した場合においては、奨学金としての役割が果たされ、返還された奨学金前当分の定額又は一部額の100分の140を超えて返還しなければならぬ場合がありますことを承知し、同意します。																										
令和 2 年 4 月 1 日																										
奨学生本人	奨学生番号	5 2 0 0 4 9 9 9 9 9 9																								
	在学校 日本学生支援大学 学籍番号 J12345	CD T																								
	住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7																									
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000																									
	氏名 給付 太郎 アリナ キョウタロウ 署名	印																								
平成 30 年 4 月 1 日																										
給付の条件（予定）	給付の時期	2020 年 4 月分		給付月額		75,800円（自宅外通学）																				
	給付の総額（予定）	2024 年 3 月分		支援区分		第Ⅰ区分																				
【添付書類】 奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）																										
私は奨学生本人が署名・捺印した内容（※）と異なるものには、親権者又は未成年後見人の不審等の疑念を抱く旨及び原因の経緯等を電報し、同意のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者があつた場合に限り、未成年後見人とは、未成年後見人があつた場合に限り、未成年後見人を指すものとします。																										
親権者(1) または 未成年後見人	住所 〒 226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92																									
	電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-0000-9999																									
	氏名 給付 一郎 アリナ キョウイチロウ 署名	印																								
	姓 父																									
親権者(2)	住所 〒 226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92																									
	電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-9999-0000																									
	氏名 給付 花子 アリナ キョウハコ 署名	印																								
	姓 母																									
※1 お送りいただいた内容を修正する必要はありません。誤りがある場合は、お送りいただいた内容を修正して再送してください。 ※2 この記入のために情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金返済業務（返済業務を含む。）のために利用されます。その利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公法法人等から奨学金の返還受取の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。																										
※1 ※2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">学校点検印</td> <td style="padding: 5px;">学籍番号</td> <td style="padding: 5px;">304900</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;">00</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">学部学科</td> <td style="padding: 5px;">2006</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">学籍No.</td> <td style="padding: 5px;">J12345</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px; text-align: center;">日本学生支援大学</td> </tr> </table>												学校点検印	学籍番号	304900		区分	00		学部学科	2006		学籍No.	J12345	日本学生支援大学		
学校点検印	学籍番号	304900																								
	区分	00																								
	学部学科	2006																								
	学籍No.	J12345																								
日本学生支援大学																										
304900																										

学生本人が署名・押印

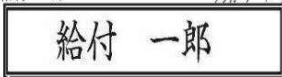
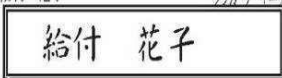
給付期間・月額・支援区分を確認

必要な添付書類を確認
※何も印字されていない方は、書類添付不要

親権者情報が印字されている場合、
各人が署名・押印
※同一筆跡・同一印は認められません。

 独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

[illegible]

親権者(1) または 未成年後見人	住所 〒 226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92	電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-0000-9999	印
	氏名 給付 一郎 署名 	カガナキョウ ハナコ	
親権者(2)	住所 〒 226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92	電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-9999-0000	印
	氏名 給付 花子 署名 	カガナキョウ ハナコ	

Japan student services organization

2. 誓約書に添付する書類

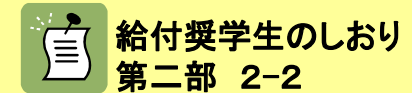


給付奨学生のしおり
第二部 2-4

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 原則、添付が必要な書類はありません。
- 申込時にマイナンバーを提出していない場合のみ、あなた（奨学生本人）の住民票が必要です。

3. 記入時の注意点



➤ 署名について

- 黒又は青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

➤ 押印について

- 朱肉を使用する印鑑で押印すること（スタンプ印・ゴム印等は使用不可）。
- 各自、それぞれの印鑑を押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- 奨学金担当窓口にご相談してください。

➤ 正しい押印について

鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

- ・ 朱肉が薄かったり、重ねて押したりした場合は、不備となります。
うまく押印できなかったときは、失敗した印を二重線で消し、
それと重ならないように、もう一度押印してください。
- ・ スタンプ印・シャチハタ等による押印は認められません。

➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]

支援 次郎	
機構 次郎	印
次支 郎援	次機 郎構

※ 修正テープ、修正液の使用はできません。

※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は全て訂正してください。

※ 訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

※ 「高（はしごだか）」や「崎（たつさき）」の様な異体字を使う人の場合、スカラネット入力時には異体字での入力できないため、「高」「崎」の通用字体で入力してもらいましたが、署名は正式名で行う必要があります。その場合、印字されている姓名と訂正する必要はありません。

「誓約書」提出前のチェックリスト

提出（郵送）の前にチェックを行い、不備のない状態で提出してください

●署名・記入漏れはないか

- ☐ 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
- ☐ 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
- ☐ あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
- ☐ あなたが申込時にマイナンバーを提出していない場合、住民票は添付していますか

●押印漏れ・印相違はないか

- ☐ あなた・親権者、必要な全員の押印はありますか（同一印不可）
- ☐ 朱肉で鮮明に押印していますか

●訂正方法は適切か

- ☐ 署名に訂正があった場合、二重線で消した署名の上から訂正印（各自の押印した印）が押され、直近の余白に正しい署名はありますか
- ☐ 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
- ※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**。
 - **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口に届け出てください**。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。